

有機的〈国体／国語〉論の本義

— 山田孝雄の国家論と日本語文法論を中心に —

西野 厚志

一、なぜ山田孝雄は「国体論」を書いたか

日本四大文法の一つに数えられる山田文法によって近代国語学の礎を築いたのが、山田孝雄である。彼は『日本文法論』（一九〇八）、『日本文法講義』（一九二二）、『日本口語法講義』（同）、『日本文法学概論』（一九三六）等の文法理論書のみならず、『大日本国体概論』（一九一〇）、『国体の本義』（一九三三）、『肇国の精神』（一九三九）、『国語学史』（一九四三）などの国体論を発表、文部省発行『国体の本義』（一九三七）起草にも関わったとされ、代表的な〈国粹主義者〉として知られる。さらに、戦前・戦中に神宮皇学館大学長・教学刷新評議会委員・文部省思想審議委員など社会的影響力の強い役職を務めたゆえに、戦後は〈極端な国家主義者〉として公職追放処分を受けた。そのため、多大な業績にもかかわらず、現在、山田文法の理論的展開・精密化を試みる研究と、その思想的側面や政治的介入を批判対象とする評価が分離したままであり、総合的な検証はほとんど進んで

いない。本稿では、その日本語論と国体論を対象に、山田思想の特徴を描き出すことを試み、その意義を再検討する。

山田孝雄は、文法理論書『日本文法論』（一九〇八、宝文館）刊行の翌々年、『大日本国体概論』（一九一〇、同）を発表する。後の評価を左右することとなる一連の国体論、その最初の著作である。「自序」には次のように記されている。

今や泰平の治、先古未曾有なりと雖も、人各安逸に狃れ、この聖世の忝きを見よ。百鬼白昼に跳梁するの怪事なしとせんや。明治四十三年十一月十日深く心に感ずるところあり。この書公の事を宝文館主に約し、即日筆を執り、公余を偷みて、一週日にして成る。即之を授けて手民に附せしむ。国体の宣明愚が畢生の目的なり。

ここには、山田が国体論に手を染めた動機が言葉少なに綴られている。だが、その語り口と短期日で書き上げられた事実からその気迫が感じられるも、具体的には何も語られていない。「明治四十三（＝

一九一〇―引用者）年十一月十日深く心に感ずるところあり」とあるのみである。この日、何があったというのだろうか。

現在、山田の著作・草稿類等の旧蔵書が収められているのが、富山市立図書館山田孝雄文庫である。なかには数片の切り抜きも含まれる。どのような事象に山田は関心をもっていたのか。収集された断片から、その一端をうかがい知ることが出来る。記事の内容は、大隈重信や犬養毅など政治家の談話、中島孤島「フリードリヒ・ニーチエ氏」〔読売新聞〕一九〇〇・一一・二六）、柳田國男の連載「隠里の話」〔東京日日新聞〕一九一八・二（三）、五来素川「普魯西国体論」〔読売新聞〕一九一〇・一〇・五（二二）、鳥居竜蔵「千島アイヌの巨人伝説」（書誌未詳）、「人魚の養殖」（同）、自身が新聞に寄稿した論説や言及された記事、自著の書評など多岐にわたるが、なかでも量において群を抜いているものがある。〈大逆事件〉関連の切り抜きである。

一九一〇年五月二五日、宮下太吉らが爆発物取締罰則違反の容疑で逮捕されたのを皮切りに、幸徳秋水、菅野すが子らも同罰則の対象と認定される。しかし、はやくも五月三二日からは、容疑を刑法第七三条（天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス）に該当する〈大逆〉罪に切り替えて捜査が行われた。六月一日には幸徳秋水が湯河原で逮捕され、それから続々と検挙される事件の容疑者は二六人にのぼる。そして、一月九日、大審院における特別刑事部公判の開始がつい決定された。

山田孝雄が自身初の国体論に刻む日付、「明治四十三年十一月十日」。この日は、それまで散発的に知らされていた本件について規制が解かれ、各紙がいつせいに報道をはじめた日なのである。事件に対して「時代閉塞の現状」を書く石川啄木が関連記事からなる冊子「日本無政府主義者陰謀事件経過及び附帯現象」を残したように、山田もまた事件の公判開始から被告二四名への死刑判決（一九一・一・一八）、そのうち二名への特赦措置（一・一九）、そして幸徳を含む二名の死刑執行（一・二四、二五）まで、事件の一部始終について報じる記事を細かに収集している。その『読売新聞』からの切り抜きは、自著『中等文法教科書』（一九〇八、宝文館）に貼付・整理されているが分量は全五六ページを埋め尽くす。「十一月十日」には、『読売新聞』も「幸徳等大陰謀事件の公判開始決定」を第三面で報じた。切り抜きのなかに、この記事も含めて、当日の新聞記事は見あたらないが、山田の目にとまったことはまず間違いないだろう。『大日本国体概論』の「自序」によれば、山田は、事件の記事に触れたその日から執筆を開始、「明治四十三年十一月十六日午前八時」脱稿。奥付には、同年「二月二八日印刷」、「二月二日発行」とある。山田孝雄の最初の国体論『大日本国体概論』は、〈大逆事件〉に対して、まさに即応というにふさわしい速さで書かれたのである。

では、そこでどのようなことが主張されたのであろうか。

二、山田孝雄の身体論的国家観

国体は国の体なり。喩えば、人の体あるが如し。人とは何か。之を物理学的に見れば、一個の有形体なり。之を科学的に見れば、各種元素の組織体なり。之を生理学的に見れば、幾多の細胞の組織せる有機体なり。 (『大日本国体概論』)

「国体」という語の解釈に基づいて、個人の身体と国家の政体とが相同的に捉えられている。さらに、国家組織を詳細に分析するならば、次のようになるだろう。「人の身体は更にその占むる空間と、その組織する成分とに分かちても考えること」ができ、「その空間を国家にしていへば、国土」、さらに「その成分をば、国民とす」る。

この国家組織を人体の比喩で論じる方法を、山田はその後手放さない。「国体といふことを人間の身体に比較して以て国体といふ語の真意をさぐり試みむとす」(『国体の本義』一九三三、宝文館)。同じ主張が繰り返される。「国体の体、此の体と云ふのはどんなものか、どうしてこんな言葉が出来たかと考えますと、恐らくは人間の身体と云ふものに準らえた言葉であらうと思ふのであります」(『国体と国民』(一)『富山教育』一九三六・二)。人間の体を組織しているものは細胞であるが、この細胞と身体との関係を考えて見ると、「丁度国体と此の国家を組織して居る所の国民との関係に似て」いる。だが、「個々の細胞が生きて居つても(……)それが依り相集つただけでも人間ではない」。そこにはまだ欠けている何かがある。「その総てのものを

統一して一つの人間として、茲に確立させて行くものは何であるかと言へば、それはたつた一つの中核的精神である」。ここから、一つの帰結が導き出される。「細胞の持つて居る総ての精神をば相依り相集まらしめる中核的精神、魂と云ふものがなければ本當の一個の人間にはならない」。同様に、「国家にも中核的精神」が必要とされる。そして、「その精神は主権を中心とする社会組織」である。「国土」と「国民」という要素から、「主権」が一つの有機的な(全体)を構成するのだ。

人間の身体と国家の政体を相同的にとらえる類比的思考は、なにも山田の独創というわけではない。デヴィッド・ヘイルによれば、プラトンやアリストテレスから端を発して、一〇世紀アラビアの『百科事典』では身体は都市や王との関係に類比され、一二世紀のジョン・ヨハネス『ポリクラティクス』は魂と聖職者、頭と王、心臓と元老院、手と兵隊、胃袋と財政、足と農民を比較、また、エリザベス朝イギリスの『不服従に反対する訓戒』には、臣下が支配者について判断するのは、足が頭について判断を下すのと同様に、不敬虔であるとされていたという(『政治体のアナロジー』『国家への視座』一九八八、平凡社)。広汎に見られる(自然)な身体をモデルにした(国家有機体説)は、その後、ホップスやロック、ルソーらの主張する社会の構成原理を原初の契約に求める(社会契約説)に取って代わられた。しかし、一九世紀に生物進化の研究における発展を反映したハーバート・スペンサーによって再び脚光を浴び、その(社会進化論)は開明期日本の

思想界をも席卷したのであった。

当時の思想的傾向について、北一輝は『国体論及純正社会主義』⁽³⁾（一九〇六）で言っている。「フランス革命頃まで唱道せられたる偏局的個人主義の帰結として国家或は社会を人為的製作物の如く全く機械視したる独断に反動して（…）国家は機械的のものにあらずして生命あるものなりと言はんが為に国家を一個の生物に比較し以て之を国家有機体説と名づけた」そのような発想は、もはや過去の遺物である。さらに、穂積八束や井上密らの名を挙げて言う。国家有機体論者は帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽」するという規定中「元首」の語を物神化して、挙句に「此の比喩は兎戯に等しきまで玩弄」されている。例えば、それは「領土は骨格にして人民は筋肉なりと云ふが如き、郵便電信は神系々統にして動脈静脈は鉄道船舶なりと云ふが如き軍人は爪や牙の如き者にして音楽家演舌家は舌の如き者なりと云ふが如き」である。「而して此の比喩的国家有機体説の悦ばれたりしものは頭首に比較されたる皇帝や政府にして手足に比較されたる労働者階級こそ最も不幸」ではないか。

個人の身体という〈自然〉の産物と、国家という社会的構築物との対応関係が前提の〈国家有機体説〉は、人体を規範とする秩序に適合的な社会構造と政治行動のみを〈自然〉なものとして正当化する。有機的組織のなかでは、個々の部位は全体に奉仕するようにして動員され、相応の役割を果たすことが〈正常〉な機能だとされるからだ。

〈大逆事件〉を報じる「無政府主義者」〔『東京朝日新聞』一九一〇・

一一・一〇）と題された記事には次のようにある。

コレラの如く、ペストの如く、無政府主義者も我日本を侵し来れり。前者は人体を侵し、後者は人心を侵す。吾人は前者の如く、後者を取扱ふの外なかる可し。（…）最も良き政府を以て最も悪き物とする彼等なれば、吾人が最も仰する主権者は則ち最も彼等が付け狙ふ所なるが如し。今度検拳せられて予審せられ将に公判に付せられんとす日本の無政府主義者も、刑法第七十三條の罪に該当する者といふ以上、其陰謀の性質は、言はずとも知れたる帝冠の呪詛なるべし。

国家身体が〈自然〉な有機体であるならば、それに背くことは〈自然〉への反逆だ。ゆえに、社会全体の利益に敵対するような個人・思想・行動が顕現した場合、その不調は〈病〉として感知されるだろう。〈自然〉な身体の〈正常〉な状態を妨げるような〈病〉、「コレラ若しくはペスト」、あるいは「無政府主義者」は、常に身体の外部から侵入したものだとみなされる。だから、異分子は外へと排除され、本来の〈自然〉な有機的秩序が回復されねばならない。⁽⁴⁾

当時、このような認識は、「例へばペスト、コレラの病毒の如き」、「無政府共産主義の如きもの、伝来に接し仮初めにも之に感染するの偏狂者」という表現として（「前代未聞の事件」『時事新報』一九一一・一・二〇）、あるいは「各種の伝染病は全く之を防遏すること能はざる如く、人間思想上の悪疫とも称すべき無政府主義の迷信者が、幸徳一派の絞刑と共に、永久に帝国の領土内に再現するこ

と無し」とは断言できない（「陰謀事件及び其の善後」『東京日日新聞』一九一一年・二七）とされるなど、広く人口に膾炙した。山田が収集していた記事にも、「病気で衰弱した身体にバチルススの入り易い様に毒は直ちに食ひ込んだ」、「日露戦後の世間が疲弊した弱身にくひ込んだ病気である」（井上哲次郎「破壊思想の源流」『読売新聞』一九一〇・一一・一九）といった記述が見られる。さらには極刑という形で有機的な国家身体から排除された幸徳秋水ですら、「所謂愛国心は実に之が病菌たり、所謂軍国主義は実に之が伝染の媒介たる」ゆえ、「愛国的病菌は朝夜上下に蔓延し、帝国主義的ペストは世界列国に伝染し、二十世紀の文明を破壊し尽さずんば已まざらんとす」（『廿世紀の怪物帝国主義』一九〇一、警醒社書店）と、体制に批判を向ける際に同様の比喩を用いている。それほどまでに〈隠喩としての病〉は猛威をふるっていた。

国家が有機的な身体として想像される時代、そのような空気を呼吸しながら、山田は最初の国体論を書いたのである。

三、山田孝雄の身体論的言語観

『大日本国体概論』を発表する二年前の一九〇八年、山田は原著『日本文法論』を刊行している。一九〇二年に書かれた『日本文法論』上巻は一九〇四年に東京帝国大学に学位請求論文として提出され、四半世紀後の一九二九年に山田は同書により文学博士の学位を受けることとなった。その上巻を受けて書かれた本書は、まさに名実ともに山田

文法の原点にして集大成である。

山田は同書第一部第一章「国語の単語分類法の沿革及批評」において、富士谷成章「かざし抄」（一七六七）の「かしらにかざしあり。身によそひあり。下つ方にあゆひあるは、いにしへも今も同じけれど」という一節、また、同『あゆひ抄』（一七七三）の「名を以て物をことはり、装をもて事をさだめ、挿頭脚結をもて言葉をたすく」という一節に言及して、言語を「人体の装飾に例へて、釈せる」ことに注目している。当時の用語体系を参照するなら、「名」は概念語、「装」は陳述語、「挿頭」は副用語、「脚結」は関係語である。そこで、「てにをは」が補助関係にある名詞・動詞の後に付属する日本語の規則性から「名、装、かざし、あゆひ、の四類の意義上語順上共に国語の本性に一致したる分類」だと結論される。「この故に余を以て富士谷氏の説を奉ずるものといふ人ありとても余は敢へて之を辞せざるなり」。実際、語を〈体言〉〈用言〉〈副詞〉〈助詞〉に四分する山田文法が富士谷成章の影響下にあることは確かだ。

一方、先行する国語学者の記述のなかで、富士谷成章と鈴木服がはさむ期間、「四十五年の間、わが国語品類を如何に区分すべきかにつきての研究を見ること能はざる」ことが言われ、その間に位置する本居宣長・春庭に関してはその名に言及こそすれ項目を設けて論じることを山田はしていない。その後、宣長の名が挙がるとしても、その評価が成章に比べて相対的なものに過ぎないとされる点で、山田による国語史の記述は一貫している。

凡そ我々が学問の歴史を研究する場合、その研究対象たる所の学者若くは学説に対して批判する場合には二様の見地からして観察し批判しうるものである。その一は学問上の絶対的価値の批判であり、他の一は歴史的価値の批判である。絶対的価値とはその学説が真理としてそれ自体に有する学術的の価値をいふのである。歴史的価値とはそれが或は前を承け、或は後を導く処の史的展開の過程の上に有する価値をいふのである。事実の如何によつては絶対的価値が高いけれど、歴史的価値の著しからぬものがある。国語学史上でいへば、富士谷成章の業績の如きがその著しい例である。又絶対的価値が乏しいけれども、歴史的価値の著しいものがある。本居宣長の御国詞活用抄の如きがその例である。

〔『国語学史要』一九三五、岩波書店〕

山田は、「御国詞活用抄」のみならず、「玉の緒の継承者」に対して功過相半すといふ批評を下さむ（『日本文法論』）と宣長の語分類そのものの「歴史的価値」にも批判を向けている。「玉の緒研究の結果は本論の著者に偉大なる賜を興へしといへ、其の目的が係結の法則を論ずるにありしはその著者も明言せる處なれば本居家の学風天下に瀾漫するに至るや、弓爾乎波の論議は靡然として之に向ひ、出づる書も出づる書もみな玉の緒の余流のみ」。さらに「保守的国語論者は玉の緒の理想の破壊を以て、国語滅亡の一大事件」かのように騒ぎ立てるが、それは「伝説的盲従者流の（…）笑ふべき愚」であるとまで言うのだ。「歴史的価値」を体現するはずの宣長の論は正しく継承されていない。

そこで、国語学者山田は宣長という存在を遠ざけつつ、自らは「絶対的価値」を有する富士谷成章の継承者として出発する。

この態度は鈴木胤の文法論から詞辞二元論を構築した時枝誠記と対照をなすだろう。「鈴木胤の説は本居宣長の考に出てゐるのであるが、それによれば、詞は玉であつて、辞はこれを貫く緒であり、又詞は器物であつて、辞はこれを使ふ処の手であるといふ風に述べられてゐる」（『国語学原論』一九四一、岩波書店）。これは、鈴木胤「言語四種論」（二八二四）の一節「三種ハ物事ヲサシアラワシテ詞トナリ、テニヲハ、其詞ニツケル心ノ声、詞ハ玉ノ如ク、テニヲハ、緒ノゴトシ、詞ハ器物ノ如ク、テニヲハ、其ヲ使ヒ動カス手ノ如シ、サレバ体ノ詞にテニヲハ添テ活語トナリ」を指しているが、「心ノ声」について、山田は「詞につける心の声とは遂に解釈すべからざるなり」として理解を示そうとはしなかった（『日本文法論』）。一方、時枝はこの語から有名な〈零記号〉という発想を引き出す。ここに見られる両者の態度に、ともに国学的伝統を受け継いだ山田と時枝との差異がある。そして、時枝が〈玉の緒〉という比喩を選択したのに対して、山田は一貫して〈人体〉の比喩を使う。

富士谷成章の〈挿頭〉や〈脚結〉は端的に〈頭〉、〈脚〉などと表記もされ、〈人体〉の比喩の肌理を際立てる。この比喩を用いて理解される文の形は、文の身体ともいふべきもので、各部位は有機的に結合されて機能することになる。ゆえに、この体系は「意義上語順上共に国語の本性に一致したる分類」なのだ（『日本文法論』）。

山田孝雄は、山田美妙『言文一致文例』（第一篇、一九〇一／全二冊、一九〇七、ともに内外出版協会）が提案する「句を交へる法」について言及している（『日本文法論』）。「句を交へる法」とは、「実に恐しかった」、「ウム、この仇がたき」というところを「恐ろ……実に……しかつた」、「この仇……ウム……がたき」として語調を強める書法である。「漢語で命名すれば、交錯句法」とでもいうべき句法は「雀の鳴き声を調べてから思ひ附いた」ものだという。山田は「かの小冊子を繙き、この条に至り、一度は驚き、二度は涙潜然」とする。この用法は「西洋語の動詞と助動詞との中間に副詞を入れる、あるに思ひつきたるか」、美妙の如きは「実に言語殊に国語に対する知識の皆無なる」者ではないか。そして、このような書法は「狂人的語法」であると山田は断じるのだ。

身体論的言語観とでもいうべきこのような発想は、言語の配列を身体に類比することで、各語に〈全体〉のなかでの〈正常〉な役割を配分してゆく。その結果、構成される有機的な序列を〈自然〉なものとして正当化し、それを乱すような用例を〈異常〉なものとして排除することが容易になる。山田の国語論と国体論は使用される比喩体系を共有している。だが、そもそも、ひとつの体系を構築するということは、〈全体〉の中で各部位に相応な位置を配分してゆくこと、すなわち身体の内部に器官を創出してゆく営みではないのか。

四、和辻哲郎による山田文法批判

それは昭和二〇年の、たしか九月頃のことであつた。（…）私は、和辻哲郎教授を、江古田のお宅にお訪ねしたことがあつた。（…）和辻博士は私の専攻をお尋ねになつた。私が国語学を学んでゐる旨を答えると、和辻博士はいきなり、「山田孝雄をどう思ふか」といはれた。私が「えらい学者であると思つてゐます」と答えると「どの点をえらいと思ふのか」ときかれた。私が「たとえば日本文法論など、非常に独創的なすぐれた研究であると思ひます」と答えると、和辻博士は、日本文法論で、存在詞といふことをはじめて称したやうに書いてあるが、それはすでにハイゼの文法にある説で、それを見ながら、あたかも自分の説であるかのやうに書いてある。といふことを言はれた。私は和辻博士が、日本文法のことなどを立ち入つて御存知なのに驚いたし、その時の語調が非常に厳しく、憤激といふべき面持ちで鋭く言はれたのに驚いた。（大野普「明治以後の日本文法論―断片を覚書として―」『解釈と鑑賞』一九六五・一〇）

この言及以前、和辻は少なくとも二度、山田孝雄と接触している。直接の遭遇は、教学刷新評議会においてであつた。一九三五年二月、貴族院本会議で美濃部達吉の天皇機関説が問題化、これに軍部や在郷軍人や右翼らが共鳴して国体明徴運動が起る。同年一月に教学刷新評議会が文部省に置かれ、思想の統制が目指されることとなつた。

翌年一〇月には、同評議会から文部大臣に対して、国体護持に基づく日本精神を核にした人文の発展などを趣旨とする答申が提出される。結果として、神道講座の充実、国体や日本文化科目の拡充などがなされ、以後、教育や学問は大きな転換点を迎える。同評議会委員に、山田は一九三五年一月一八日付けで任命された（山田忠雄他編『山田孝雄年譜』一九五九、宝文館）。和辻も同委員を務め、「総会議事録」から両者が席を同じくしたことがわかる。

それより先立つことおよそ四年、間接的な、そして、最初の遭遇は一冊の書物が用意する。岩波講座哲学の一冊『倫理学』（一九三二、岩波書店）である。これを和辻は山田へ送った（山田文庫所蔵の同書扉には「山田先生へ」と謹呈の言葉がある）。のちに『人間の学としての倫理学』（一九三四、岩波書店）へと結実するこの著作で、和辻は山田の文法理論、特に〈存在詞〉に批判を加えたのだ。

山田は、文という一つの意味単位の成立には、「主辞」と「賓辞」といった二種の構成要素とは別に、「陳述の能力即統覚作用」という〈全体〉を構成する第三項が必要だという（『日本文法論』）。「これ即論理学上の決者 Copula」と称せらるゝものに該当す。心理学上にはゆる統覚作用を具象的にあらはしたるものなり」。日本語では〈である〉にあたるこれは〈存在詞〉と命名され、山田文法の中核を占めている。

和辻は、山田が〈あり〉の本質を繫辞としての用法に認めたこと、つまり、物の存在を意味する〈がある〉について、〈統覚〉を純粋に

表象する〈である〉の限定的な用法だとする考えを批判した。「山田氏は『あり』を先づ事物の『がある』として認めつゝ、それが抽象的となつて『である』になると説くのであるが、然し『がある』はいかに抽象的精神的となつても『である』には転化しない』というのだ。『がある』は人間が有つことであり、『である』はその持ち方の限定を意味する。『である』と『がある』とが一に帰するところの『あり』、「この両者の根底に根源的な『あり』を認めるとすれば、それは人間の存在である」と和辻は主張する。

陳述に於ては、人間の存在はすでに先立つて興へられてゐる。陳述とはこの存在をのべひろげて云ひ現はすことである。のべひろげるに當つてそれはさまざまの言葉に分けられ、さうしてその分けられた言葉が結合せられる。逆に云へば結合の前に分離があり、分離の前に陳述せらるべき存在がある。

山田のように「『あり』を結合の辞とするのは、その結合の前にすでに個々独立の言葉が興へられてゐることを前提しつゝ、たゞ結合の契機をのみ見てそれに先立つ分離を見ない」ことで可能になるが、「陳述に於ては結合よりも分離の方が重大な契機である」と和辻は言う。しかし、「心的作用に分解と統合との二方面存する事実」、さらに「思想作用の特質は実に分解を先にして再びこれを総合するにある」とは、山田も主張するところだ（『日本文法論』）。

まず「分離」があり、その後に「統合」がある。だが、原理的に考えれば、この二つは同じ〈作用〉が異なつて発現した様態なのではな

いか。なぜなら、〈差異化（＝分離）〉される両項は共通尺度の下にあるからこそ差異として見出され（「統合」の先行）、逆に、〈同一化（＝統合）〉は両項がまず区別されていることが条件となる（「分離」の先行）からだ。つまり、それぞれ相互に先立つという循環構造をしているのである。ここで、〈同一性〉と〈差異〉の交差（両者が不分明な状態）が生じる。その〈差異化＝同一化〉が生起する瞬間を通常の言語で捉えようとすると、常に一方の側面を捉え損なうだろう。

このことから、山田文法においては〈存在詞〉が、一方で「汎き形式の下に陳述をなす語」とされながら、他方では「陳述の対象としての真の対象は言語といふ形式に於いては認めらるゝことなきもの」という相矛盾した位置を与えられることとなる（『日本文学概論』）。同様に、〈国土／国民／主権〉という「三者一を欠かば、既に国家といふべからざるはいふまでもなく（『国体の本義』）、「統らみこと」は、「多をば一としてふさぬる作用」を指すとされる（『国史に現れた日本精神』一九四一、朝日新聞社）。すなわち〈部分の総和＋X〉という〈全体〉性こそ問題なのだ。

北一輝は、「近代思想に於ては君主を国家の一要素として、即ち国家を組織する一員として国家の内に包含する」が、「国家の内に在るならば国家を所有する能はず、包含されたる一分子は其の分子を包含する所の国家に対して所有権を主張し得べき統治の主体たる能はず」と言う（『国体論及純正社会主義』）。すなわち、〈主権者〉が統治の主体でありながら、統治の対象としての国家に属する一員だというの

は、大いなる矛盾に他ならない。それは〈集合〉の内にあるのか、外にあるのか。「国家を以て統治者を包含せる三要素とせば、更に統治者たる天皇が統治者を包含せる大日本帝国を統治すとは解すべからざること、なる」。だが、むしろ、この逆説的な不定の要素Xが〈全体〉性を構成するのではないか。

五、国語・国家の身体における〈ファルス〉

「わが国は作つた国ではない（…）、生まれた国であるから、国のはじまりをたづねたづねて溯れば、その親たる神様に帰着してしまふ」（『国家の淵源を教ふる国生の物語』一九三五、西東書房）。山田は「古事記」や「日本書紀」の描くイザナギとイザナミが演じる国生み神話を「国体の本義」や『肇国の精神』（一九三九、教学局）等でたびたび取り上げている。「国生の物語と申しますのは、ご存知のやうに、わが国のはじまりを説く物語として、わが国の古典すべてに通じて伝えられたある物語でありまして、この物語がわが国家のはじめとなつてゐるのであります」（同）。

まず、〈制作〉（＝作る）と〈創出〉（＝生む）が区別される。「作る」といふのは、元来ある物に人工を加えて（…）別の物とすること」で、「何もなかつたものがあるやうにすることをいふのではない。つまり、対象の被制作性とは、様態の推移について、以前の状態へと廻行可能な場合を指す。歴史とは、この〈原因―結果〉の連鎖に他ならない。対して「うまるゝ」といふことはその原因動機が如何にあれ、

その源は人為のものにあらざることを示す。すなわち、先行するものの存在しない、無からの絶対的な創始である。「かくして溯り溯れば實際の無い事であるが、それにしてもその根本究極の本源が無くてはならぬ。国家の起源には、このように非合理的な〈神話〉がある。〔神話的思考とは（…）定礎の虚構という思考、あるいは虚構による定礎という思考以外の何ものでもない〕（ジャン＝リュック・ナンシー、西谷修・安原伸一郎訳『無為の共同体』二〇〇一、以文社）。歴史的出来事の連鎖を〈因果の系列＋X〉という〈全体〉として客観的に記述するためには、神話的開示のような虚構がかえって求められるのだ。

また、山田によれば、人間を単なる物質の集合以上の存在にする〈精神〉（＝魂）とは、「今の語にていはゞ中心といふ程の意ある語」で、「実地若くは学問の上にて証明することは今日にては恐らくは不可能」だが、かといって「決して迷信とか野蛮とかいひてこれを冷眼視すべ」きではない（『国体の本義』）。山田思想の標的は単なる部分の〈総計〉ではなく、特定の部位には還元できない要素X、「特別の機能をなす本体」（同）が構成する〈全体〉性なのである。

国家のみならず主体についても、過去—現在—未来という継起的な時間の〈全体〉性を保証する不定の要素Xが、あらねばならない。

人格は、人の思想行動に於いて統一あるを主点とす。（…）将来の思想行動もまた、過去現在の思想行動と共に統一せらるゝものならざるべからず。過去と現在と連絡を断ち現在と将来と何等の

連鎖なきものは、真の統一とはいふこと能はざるは勿論のことなりとす。／国の主権の統一もまた之に同じかるべし。

（『大日本国体概論』、強調引用者）

そこで、「先天的意識統一による、之を名づけて先天的統覚（Transcendentale Apperception）（…）、カントの所謂統覚力が言語に発表せらるゝを得れば繫辞は美に是なり」（桑木巖翼『哲学概論』一九〇〇、東京専門学校出版部）という新カント主義の哲学から着想を得て、山田は「真の統一」（＝統覚）を表象する〈存在詞〉を提起したのであった。⁽⁵⁾

純粹に〈統覚〉のみを表象するという〈存在詞〉にあたるラテン語「copula」には、「結びつけるもの、紐、綱」、「船をひっかけて引き寄せる錨型のかぎ」のほかに「結合、愛（友情）の絆」という意味があり、動詞「copulo」には「二つのものをつなぐ、つなぎ合わせる、つないで（結んで）一つのものをつくる」、「連結（接合）させる、合併（連合）させる、団結（一致）させる、結婚（協力）させる」等の意味がある。⁽⁶⁾つまり、〈存在詞 copula〉は文法的意味に加えて男女の結合を意味することによって、国家の起源に位置する男女の二柱による国生みの〈神話〉と通じている。「この記号表現（＝ファルス）は、ひとが性的結合によって、現実界から捕らえることのできるものとも顕著なものとして、同時に、それが（論理的）繫辞に等しいので（…）、最も象徴的なものとして選ばれていると言うことができる」（ジャンク・ラカン、佐々木孝次訳「ファルスの意味作用」『エクリIII』

一九八一、弘文堂)。山田は、国語・国家という有機的的身体に、性的結合と〈統覚〉を表象する逆説的な要素X、〈ファルス〉を導入したのだとはいえないか。

北一輝は、天皇が統治権を保持するという有機的国家論者は、憲法の本義にもとる「復古的革命主義」者であり、「其の頭蓋骨を横ざまに万世一系の一語に撃れて白痴とな」っているのだと言った(『国体論及純正社会主義』)。そのような非合理的な者達に崇拜される天皇は「土人部落の土偶」でしかない。では、国家有機体説を主張する山田もまた、単なる「白痴」の一人だったのか。

いや、そうではないだろう。「どんな哲学者も、近世になつては大抵世界を相待に見て、絶待の存在しないことを認めてはゐるが、それでも絶待があるかのやうに考へてゐる」(森鷗外「かのやうに」『中央公論』一九二二)のではないか。鷗外がファイヒンガーを經由したカント哲学で〈大逆事件〉に应答したように、山田孝雄も〈統覚〉を導入して対応したのだ。

「統制的理念」というカントのモデルは、ある程度までは神話の働きの近代的ヴァリアントでしかない。つまりそれは出現することとはないものの、思考と行動に対して規則を与える、神話の虚構として認識される。こうして、あらゆる「かのやうに」の哲学(単に『かのやうにの哲学』(Die Philosophie des Als Ob)で知られている「ハンス・」ヴァイヒンガーのものであるのみならず、ニーチェやフロイト、そして一つの近現代の思考の様態すべてにみら

れるものだが)があり、神話系と混同することはできないがそれでもなおそれに類似した外觀をもついつさいの哲学がある。問題となつているのはつねに虚構における定礎である。

(ジャン・リュック・ナンシー『無為の共同体』)
鷗外は〈かのやうに〉と答え、山田は〈ねばならない〉と応じたのである。だが、この〈ねばならない〉という当為は、論理性の放棄なのではない。なぜなら、それは〈理性〉がその本性によつて招来したものである。「理性は(…)一切の条件付きのものに対して無条件者(=絶対的なもの=引用者)を要求し、またこうして条件の系列の完結を要求する」(イマヌエル・カント、篠田秀雄訳『純粹理性批判』一九六一、岩波書店)のだ。「理性の法則 Vernunftregel」とはつねに「等置 Vergleichung」であるとするならば、原因という概念は結局分析不能な概念である——つまり理性によつて理解することは不可能である——ということ、そして原因という機能には本質的に何らかの「裂け目」——これはカント自身によつて『プロレゴメナ』の中で用いられている用語です——が残されている」(ジャック・ラカン、小出浩之ほか訳『精神分析の四基本概念』二〇〇〇、岩波書店)。それ以前に遡行できないような大文字の原因が〈理性〉にもたらず「裂け目」を神話や虚構、「土人部落の土偶」といった表象が埋める。

次の一節を、カント哲学を参照して〈統覚〉を導入した先の一節と比較してほしい。

生長といふは生物即植物及動物に於いて見らる、現象にして、

(…) その己に適當なる外物を相當の機関によりて撰取して、之を自己の体内の組織に同化せしめ、これにより順次に進化発展し行くものなり而、この場合にありて、その撰取する外物をば自己を中心として同化せしめ、自己は昨日の自己たるに於いては同一といへども、しかもその實質に於いては、一層豊富に、一層秩序正しく、しかも一層力強くなり行くものなり。国運の発展はこの点に於いては正にかくの如きなりものならざるべからず。即、外国其他より己に適當なる事物をとり来たりて、之を撰取してわが国体に同化せしめ、之により国家が順次に進化發達し行くべきものなり。〔大日本国体概論〕

対立的な差異を同化する〈統覚〉は有機体による無限の生長を保證するだろう。

山田孝雄の有機的国語論・国体論は、カント哲学から〈超越論的統覚〉を導入した。カントは「純粹理性はあまたの肢体から成る有機体そつくりの構造をもつものである、それだからここでは一切のものがそれぞれ一個の器官であり、全体は各個のために存し、各個はまた全体のために存するという具合である」と言う（『純粹理性批判』）。〈理性〉の要請にしたがつて構築された有機的な体系の中核には逆説的な要素Xがあり、〈理性〉がその本性から招来した「土人部落の土偶」を〈理性〉自身によって厄払いすることはできない。自身に一撃された〈理性〉は等しく「白痴」となるだろう。

注1 尾上圭介『文法と意味I』（二〇〇一、くろしお出版）などがある。

(2) イ・ヨンスク『国語』という思想（一九九六、岩波書店）がある。

(3) 引用は『国体論及純正社会主義』（一九五〇、北一輝遺著刊行会）より。同時代に、〈病〉という記号がどのように流通していたかについては、

内藤千珠子『帝国と暗殺 ジェンダーからみる近代日本のメディア編成』（二〇〇五、新曜社）が詳しい。

(5) 拙稿「汚名」を返す―山田孝雄の思想における〈統覚〉の位置―（『昭和文学研究』二〇一・二）を参照されたい。

(6) 國原吉之助『古典ラテン語辞典』二〇〇五、大学書林／また「copula」には「1. A close relationship between persons or things, bond, tie, intimate connexion.」の意味が、派生語「copulatus」には「Associated in nature, closely connected (of two things, or of one thing with another), b (of persons) connected by blood or marriage, related.」の意味、「copulo」には「1. To join physically, connect, couple.」2. To unite (persons) for practical purpose, ally, associate, etc.」3. To make or construct by joining (……) to form (a friendship, marriage or other association).」の意味がある（*Oxford Latin Dictionary*, Oxford University Press, 1968.）。